

○ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（営業所等の設置等の届出等）</p> <p>第九条 法第八条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 営業所（法第十五条第一項に規定する休日又は第十六条第一項に規定する営業時間以外の時間においてのみその業務を営むものに限る。）の設置、位置の変更又は廃止をする場合</p> <p>二 出張所（前号に規定する営業所に該当するものを除く。）の設置、位置の変更又は廃止をする場合</p> <p>三・四 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（休日の承認の申請等）</p> <p>第十五条 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>（営業所等の設置等の届出等）</p> <p>第九条 [同上]</p> <p>[号を加える。]</p> <p>一 出張所の設置、位置の変更又は廃止をする場合</p> <p>二・三 [同上]</p> <p>2 [同上]</p> <p>（休日の承認の申請等）</p> <p>第十五条 [同上]</p> <p>2 [同上]</p>

3 銀行は、令第五条第二項第二号の規定による休日の承認を受けるとき、又は同項第三号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所の店頭に掲示するものとする。

「一〜三 略」

(臨時休業の届出等)

第十七条 「略」

2 法第十六条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 「略」

二 法第十五条第一項に規定する休日又は前条第一項に規定する営業時間以外の時間に、業務の全部又は一部を営む銀行の営業所において、当該休日又は時間における業務の全部又は一部を休止する場合

三 銀行の無人の営業所においてその業務の全部又は一部を休止する場合

四 休業期間が一営業日以内で、業務が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合

五〜七 「略」

3 法第十六条第一項の規定により掲示する場合には、次の各号に掲げる掲示の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続し

3 銀行は、令第五条第二項第二号の規定による休日の承認を受けるときは、次に掲げる事項を当該承認に係る営業所の店頭に掲示するものとする。

「一〜三 同上」

(臨時休業の届出等)

第十七条 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

二 法第十五条第一項に規定する銀行の休日に、業務の全部又は一部を営む銀行の営業所において、当該休日における現金自動支払機その他の金融庁長官が別に定める機械（以下「現金自動支払機等」という。）による業務の全部又は一部を休止する場合

三 銀行の無人の営業所においてその業務の全部又は一部を休止する場合（前号に該当する場合を除く。）

四〜六 「同上」

3 法第十六条第一項の規定により掲示する場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して営業

て営業所の店頭に掲示しなければならない。ただし、第二号に掲げる掲示については、その業務の全部又は一部の再開に関する情報が既に当該営業所の利用者に広範に提供されているときは、この限りでない。

〔一・二 略〕

4 法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 〔略〕

二 第二項第二号又は第四号から第七号までのいずれかに該当する場合

三 銀行のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により法第十六条第一項の規定により公告すべき内容である情報を提供する場合

5 法第十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 〔略〕

二 第二項第二号、第四号又は第五号に該当する場合

〔号を削る。〕

(銀行の子会社の範囲等)

第十七条の三 法第十六条の二第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

所の店頭に掲示しなければならない。

〔一・二 同上〕

4 〔同上〕

一 〔同上〕

二 第二項第二号又は第四号から第六号までのいずれかに該当する場合

三 休業期間が一営業日以内で、営業が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合

5 〔同上〕

一 〔同上〕

二 第二項第四号に該当する場合

三 休業期間が一営業日以内で、営業が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合

(銀行の子会社の範囲等)

第十七条の三 〔同上〕

〔一〇六 略〕

七 他の事業者等の現金自動支払機その他の金融庁長官が別に定める機械（以下「現金自動支払機等」という。）の保守、点検その他の管理を行う業務

〔八〇二十六 略〕

〔二〇六 略〕

（特定銀行代理業者の休日の承認の申請等）

第三十四条の五十四の二 〔略〕

2 〔略〕

3 特定銀行代理業者は、令第十六条の七第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所又は事務所の店頭に掲示するものとする。

〔一・二 略〕

（特定銀行代理業者の臨時休業の届出等）

第三十四条の五十六 〔略〕

2 法第五十二条の四十七第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 〔略〕

二 法第五十二条の四十六第一項に規定する休日又は前条第一項に規定する営業時間以外の時間に、特定銀行代理行為に係る業

〔一〇六 同上〕

七 他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務

〔八〇二十六 同上〕

〔二〇六 同上〕

（特定銀行代理業者の休日の承認の申請等）

第三十四条の五十四の二 〔同上〕

2 〔同上〕

3 特定銀行代理業者は、令第十六条の七第二項第二号の規定による休日の承認を受けたときは、次に掲げる事項を当該承認に係る営業所又は事務所の店頭に掲示するものとする。

〔一・二 同上〕

（特定銀行代理業者の臨時休業の届出等）

第三十四条の五十六 〔同上〕

2 〔同上〕

一 〔同上〕

二 法第五十二条の四十六第一項に規定する特定銀行代理業者の休日に、特定銀行代理行為に係る業務の全部又は一部を営む特

務の全部又は一部を営む特定銀行代理業者の営業所又は事務所において、当該休日又は時間における業務の全部又は一部を休止する場合

三 特定銀行代理業者の特定銀行代理行為に係る業務を営む無人の営業所又は事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合

四 休業期間が一営業日以内で、業務が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合

五・六 「略」

3 法第五十二条の四十七第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 「略」

二 前項第二号、第四号又は第五号に該当する場合

「号を削る。」

(届出事項)

第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇三の六 略」

三の七 第九条第一項第一号に規定する営業所を当該営業所以外の営業所（出張所のうち臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備であるものを除く。）としようとする場合

定銀行代理業者の営業所又は事務所において、当該休日における現金自動支払機等による業務の全部又は一部を休止する場合

三 特定銀行代理業者の特定銀行代理行為に係る業務を営む無人の営業所又は事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合（前号に該当する場合を除く。）

「号を加える。」

四・五 「同上」

3 「同上」

一 「同上」

二 前項第四号に該当する場合

三 休業期間が一営業日以内で、営業が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合

(届出事項)

第三十五条 「同上」

「一〇三の六 同上」

「号を加える。」

四 第九条第一項第二号に規定する出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く。）の設置、位置の変更若しくは廃止又は第九条の二第三項第一号に規定する出張所の設置をした場合

五 第九条の二第三項第二号に規定する出張所の廃止又は外国に所在する営業所の位置の変更（次号又は第九条第一項第三号若しくは第四号に該当する場合を除く。）をしようとする場合

五の二 外国に所在する出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備に限る。）の廃止又は位置の変更（第九条第一項第三号又は第四号に掲げる場合を除く。）をした場合

〔六〇六の六 略〕

七 銀行の営業所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く。）の全部又は一部において、第十六条第三項の規定による営業時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する営業時間以外の時間においてのみその業務を営むものの設置に係る場合及び第三号の七に該当する場合を除く。）

〔八〇四十三 略〕

〔二〇三 略〕

4 法第五十三条第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〇四 略〕

五 特定銀行代理業者の営業所又は事務所の全部又は一部において、第三十四条の五十五第三項の規定による営業時間の変更を

四 第九条第一項第一号に規定する出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く。）の設置、位置の変更若しくは廃止又は第九条の二第三項第一号に規定する出張所の設置をした場合

五 第九条の二第三項第二号に規定する出張所の廃止又は外国に所在する営業所の位置の変更（次号又は第九条第一項第二号若しくは第三号に該当する場合を除く。）をしようとする場合

五の二 外国に所在する出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備に限る。）の廃止又は位置の変更（第九条第一項第二号又は第三号に掲げる場合を除く。）をした場合

〔六〇六の六 同上〕

七 銀行の営業所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く。）の全部又は一部において、第十六条第三項の規定による営業時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する営業時間が確保されている場合を除く。）

〔八〇四十三 同上〕

〔二〇三 同上〕

4 〔同上〕

〔一〇四 同上〕

五 特定銀行代理業者の営業所又は事務所の全部又は一部において、第三十四条の五十五第三項の規定による営業時間の変更を

<p>しようとする場合</p> <p>六 「略」</p> <p>〔5〕12 略</p>	<p>しようとする場合（同条第一項に規定する営業時間が確保されている場合を除く。）</p> <p>六 「同上」</p> <p>〔5〕12 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	